

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

冒頭に、岸田大臣に伺います。

日本政府は、ジュネーブで開催中のNPT再検討会議第二回準備委員会の中で、四月二十四日、スイスなど七十カ国以上が支持した、核兵器の非人道性を指摘した共同声明に賛同しないと表明いたしました。これに対して、広島、長崎の被爆地、被爆者を初め多くの国民から、失望と怒り、抗議の声が上がっております。私も広島の被爆二世ですが、全く同じ思いであります。

日本政府は、いかなる状況下でも核兵器が二度と使われないことは人類生存の利益という表現が相入れないということで、賛同しなかったということですが、ということは、状況によっては核兵器が使われることが人類生存の利益になる場合があるという認識を、被爆地広島選出の岸田大臣が、外務大臣としてお持ちなのかどうか、伺いたいと思います。

○岸田国務大臣 委員御指摘のこの共同ステートメントにつきましては、我が国を取り巻く安全保障環境にも鑑み、その表現ぶりについて、慎重かつ真剣に検討を行いました。そして、南アフリカを初め関係国ともぎりぎりの修文協議を行ってきたわけですが、残念ながら、時間切れということで協議が調わなかった。そして、最終的に、今回は賛同することを見送るということになってしまいました。

ただ、我が国は唯一の戦争被爆国であります。核兵器の使用の影響に関してはどの国よりも実態を知っており、共同ステートメントの中で言及があります、核兵器の使用が、直後の被害のみならず、社会経済あるいは将来世代にわたって耐えがたい損害をもたらす点など基本的な考え方は我が国は支持しているところです。

今回は、先ほど申し上げましたような経緯で賛同には至りませんでした。今後とも、同様のテーマのステートメントに参加する可能性は真剣に考えていきたいと思っています。前向きに取り組んでいきたいと考えております。

我が国としましては、引き続きまして、国際的な核軍縮努力を主導するべく努力をしていきたいと考えておりますし、また、先般のNPT Iでも私が提案させていただきましたユース非核特使を含め、関連施策は強化していきたいと考えております。

○笠井委員 私が質問した、状況によっては核兵器が使われることが人類生存の利益になるという認識はあるのか、逆にそういう認識は持っていらっしゃるのかどうかと聞いたんですが、そのことについてはどうですか。つまり、その部分に賛同しなかったわけですから。

○岸田国務大臣 この表現の中身については、関係国といろいろなやりとりをさせていただきました。結果として、我が国の安全保障環境に鑑み、ふさわしい表現であるかどうか、慎重な検討を行った結果でございます。

このやりとりについては、具体的なものをお示しすることは控えさせていただきたいと思いますが、我が国は、核軍縮に向けて、より現実的に、具体的に進めていく、こうした方針のもとに核軍縮に臨んでおります。そうした我が国の方針との関係において調整を行いました。残念ながら、合意に至らなかったということでもあります。

○笠井委員 あれこれ言われましたけれども、今回の共同声明に賛同しないというのは、被爆国として誤ったメッセージを世界に発するものだ、根本姿勢が問われると思います。

共同声明は、核兵器が二度と使われないことを保証する唯一の手段は核兵器の全廃だとしております。国連では核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議が繰り返し採択されて、世界の流れに

なっている。日本はその先頭に立ってイニシアチブを発揮することこそ必要だということを強く申し上げたいと思います。

次に、防衛省。米軍再編に係る訓練移転の二〇一二年、平成二十四年度の実績について聞きます。

防衛省に確認しますと、国内で二回、グアム等への訓練移転が五回となっております。その移転訓練に係る経費は、二〇〇七年の日米合意で、日本側がその経費の四分の三を負担することが決まっております。

そこで確認しますが、国内分二回、グアム等分の五回の負担金額はそれぞれ幾らか、あわせて、今年度の日本側負担の予算額は幾らかお答えください。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

先生お尋ねの米軍再編に係る訓練移転の経費でございますが、平成二十四年度につきましては、訓練移転経費の予算額につきましては約四十億二千二百万円でございます。また、同じく二十四年度の移転経費の執行額というか日本側の負担額、実績は約十八億三千九百万円となっております。

それから、お尋ねのございました二十五年度の予算額は……（笠井委員「国内とグアムのそれぞれ幾らか」と呼ぶ）二十五年度の予算額は約四十二億二千万円でございます。

それから、国内、国外のそれぞれの実績ということでございますが、この訓練移転経費につきましては、当該年度内における経費の総額によって整理をしている関係で、訓練ごとの執行実績額をお示しすることができないということを御理解いただきたいと思っております。

○笠井委員 訓練移転に係る経費負担は、二〇一一年度の実績、予算額八億六千七百万円、決算額八億八千二百万円に対して、二〇一二年度は予算額四十億二千二百万円ということで、今報告もありましたが、要するに、前年度からすると五倍にも増加している。

なぜこんなにふえているのでしょうか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十三年度の予算額、二十四年度の予算額は先生御指摘のとおりでございますが、平成二十三年度の予算額につきましては、平成二十三年度の途中におきましてグアムへの訓練移転というものを日米で合意いたしましたところございまして、その年度から始まったものですから、予算計上されておりました。したがって、その分のことがございますので、御指摘のとおり、約五倍という予算額の開きになってございます。

○笠井委員 二〇一一年一月の日米合意では、移転先として、グアムを含む米国の施政のもとにある領域を追加し、訓練の支援航空機の機種も、空中給油機、輸送機、AWACSを含むが、さらに、それに限定されないというふうになりました。

十月の合意では、嘉手納の航空機による訓練だけじゃなくて、三沢、岩国の航空機が嘉手納飛行場に飛来して実施している空対地の訓練も対象にされた。その合意によって、負担額が五倍にふえたということだと思います。

さらに伺いますが、昨年度の実績を見ますと、グアム等で実施した五回の訓練移転のうち三回が岩国飛行場からの訓練移転で、参加部隊は第十二海兵航空群等となっております。防衛省に伺いますけれども、この第十二海兵航空群等は、訓練移転前に岩国から嘉手納飛行場に飛来して、どんな訓練をやっていたんですか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のございました二十四年度の五回ありましたグアム等への移転訓練、そのうち一回目から三回目のものが岩国からの移転でございます。

これはそれぞれ、本来でございましたらば、嘉手納飛行場に飛来をいたしまして実施予定でございました戦闘機戦闘訓練及び空対地射爆撃訓練、これらをグアム島の方で行ったというものでございます。

○笠井委員 昨年度の五回目の訓練というのは、防衛省の資料を見ますと、ことし一月二十九日から二月十五日に単独訓練として行われております。参加部隊は第十八航空団（嘉手納）、訓練場所はグアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域、参加機種はF15戦闘機十二機程度、空中給油機二機、早期警戒管制機一機等、人員約二百六十名程度となっております。

当然、これら参加基地の訓練移転に係る経費の四分の三というのは日本側が負担しているということでもありますね。

○前田政府参考人 お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、年度を通じての訓練移転経費、これの四分の三を日本側が負担する、こういう合意になってございます。したがって、理論的には、先生が今おっしゃいました嘉手納飛行場からのグアム島への移転訓練の分の四分の三を日本側が負担している、こういうことになっております。

○笠井委員 グアムでは、同時期、一月十四日から二月二十七日に、多国間演習、コープノースも行われております。これには嘉手納のF15戦闘機を含む第十八航空団が参加をしております。

結果として、F15は、訓練移転の単独訓練にとどまらず、多国間演習にも参加したことになるんじゃないか。この経費も含めて、今理論的にと言われましたが、四分の三は日本側が負担したということでしょうか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

私どもが訓練移転の経費として負担しておりますのは、あくまで、この時期に行われました嘉手納のF15の移転訓練、この分の経費の四分の三を負担している、こういう認識でございます。

○笠井委員 では、その単独訓練で日本側が負担したものが多国間の訓練に参加したのかどうかを確認しましたか、日本側の負担にかかわりますから。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の、その共同訓練があった事実は承知をいたしておりますが、私どもが負担している経費はあくまでも訓練移転に伴った経費、このように認識をしております。

○笠井委員 同じ部隊が行っていて、単独訓練と多国間訓練をやっているけれども、日本側は単独訓練の部分だけ出したと言うけれども、向こうは両方に参加しているとなれば、単独訓練で出す防衛省の資料でいったって、日本側の負担というのは、航空機の飛行経費、人員、物資の輸送、給食、宿舍管理サービス費というのが入っているわけですよね、そういうのに負担している。

ここまでは単独訓練分で、ここからは多国間演習分だという、区別ができないじゃないですか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

いずれにいたしましても、私どもが負担をしていますのは訓練移転に関するもの、それ以外のものについては負担をしていない、このような理解でございます。

○笠井委員 でも、目的を明確にして、訓練移転については出すと言っているんだけど、それが違うこともやっている、それが、日本から向こうに飛んで行ってやるという経費も含めてやっているとなったら、これは少なくとも約束と違う話ですから。

外務大臣、最後に伺いますけれども、コープノースというのは一九七八年から日本国内で実施されてきた日米の空軍演習で、九八年からグアムでやるようになりました。ことし、豪州の参加が二回目で、韓国の空軍も初めてオブザーバー参加しているわけですがけれども、文字どおり、米、日、豪、韓国による多国間演習であります。

日本国民向けには、沖縄の負担軽減のために訓練移転する、その単独訓練経費の四分之三を日本が負担すると言いながら、グアムに行ったら、それは実は多国間演習にも参加している、それも確認したかどうかわからないとかいう話をしていますけれども、そんな応用や流用があったとしたら、許されますか。少なくとも確認すべきじゃないですか。

○岸田国務大臣 まず、基本的には、我が国は、在日米軍の訓練が周辺住民の生活環境に影響する場合に、その訓練を他の場所に移転することにより、かかる影響を軽減すること、このことは日米安保体制の円滑な運用を確保する上で重要だという観点から、訓練移転費の全部または一部を負担してきている、こうしたことであります。

基本的には、日本側が訓練移転を要請する以上、移転に伴う追加的な経費を負担すること、このこと自体は適当だと認識をしています。

政府として、日米安全保障条約の目的達成と周辺住民の要望との調和を図る観点から、米軍機の訓練移転は必要であると考えており、これを通じて沖縄を初めとする地域の皆様が負担軽減を実感できるよう、引き続き取り組んでいきたいと考えていますが、その明細について今御指摘がありました。それにつきましては、私自身、ちょっといま一度実態について勉強してみたいと思います。

○笠井委員 きちっと調べてもらいたいと思います。

オスプレイだってこれに入ってくることになるわけで、一旦沖縄に配備すれば、訓練移転、負担軽減ということで、結局、あとは、ほかへ移転してやったとしても日本側が肩がわりして持ってくれるという話になったら、とんでもない話になるわけで、そんなことは許されないということを申し上げて、質問を終わります。